



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境四)

〔法規的告示〕

○標準旅行業約款の一部を改正する告示 (消費者庁・観光庁一)

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件 (法務一七)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件 (文部科学四一)

○令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件 (農林水産三〇四)

〔その他告示〕

○農業保険法施行規則第九十一条第三項の規定に基づき、令和八年産の麦に係る組合員等が増加する共済金額に対する共済掛金を支払う期日を定める件 (同三〇五)

○令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件 (同三〇六)

○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務八四)

○保安林の指定をする件 (農林水産三〇七、三一四)

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件 (同三一五)

○高速自動車国道に関する件 (国土交通三四三)

○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件 (同三四四)

○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件 (同三四五、三四六)

○道路に関する件 (関東地方整備局六四、六五)

○都市計画に関する件 (四国地方整備局八〇、一一一)

○都市計画に関する件 (九州地方整備局二四、二五)

〔人事異動〕

最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 (中国運輸局最低賃金公示二)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づき関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 (法務省告示配三七、三九)

〔公 告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、鉄道財団用紙閉鎖、軌道財団用紙閉鎖、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 会社その他

省 令

○環境省令第四号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

環境大臣 石原 宏高

絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令
部を次のように改正する。
第一条の五第三号イ中「第十条の三」とあるのは「第十条の三第一項」とする。

附 則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○消費者庁告示第一号

観光庁告示第一号
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

消費者庁長官 堀井奈津子
観光庁長官 村田 茂樹

標準旅行業約款の一部を改正する告示
標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別紙	改正後	別紙	改正前
特別補償規程 （通院見舞金の支払い） 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診又はオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二（略） 2 5（略）	特別補償規程 （通院見舞金の支払い） 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二（略） 2 5（略）	特別補償規程 （通院見舞金の支払い） 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二（略） 2 5（略）	特別補償規程 （通院見舞金の支払い） 第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二（略） 2 5（略）

附 則
この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省告示第十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考	改正後	改正前
表中の「」の記載は注記である。	<p>第五 在留期間の更新及び在留資格の変更の手続</p> <p>一 インドネシア人看護師候補者 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であつて、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて五年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。</p> <p>二 「略」</p>	<p>第五 在留期間の更新及び在留資格の変更の手続</p> <p>一 インドネシア人看護師候補者 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であつて、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて三年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。</p> <p>二 「同上」</p>

附 則

- 1 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者となつた者の在留期間の更新の手続については、この告示による改正後の経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針第五の一又は二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項の登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに同条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があつたので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月九日

文部科学大臣 松本 洋平

- 一 登録番号 第〇〇三号
- 二 登録施設利用促進機関の名称 一般財団法人高度情報科学技術研究機構
- 三 変更事項

変更事項	変 更 後	変更年月日
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長 田島 保英	令和二年六月二十三日
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センタ 兵庫県神戸市中央区港島南町七丁目一番二十六号	平成二十九年九月四日

○農林水産省告示第三百四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和七年八月十四日農林水産省告示第千二百四号（令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備えて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第三項の規定に基づき、令和八年産の麦に係る組合員等が増加する共済金額に対する共済掛金を支払う期日を次のように定める。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

附 則

農業保険法施行規則第九十一条第三項の農林水産大臣が定める日は、令和八年三月三十一日とする。この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月十四日農林水産省告示第千五百二十九号（令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備えて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

その 他 告 示

○外務省告示第八十四号

令和八年二月四日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年三月九日

外務大臣 茂木 敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

- 1 二百十六億三千四百八十三万円（二一、六三四、八三〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、首都圏鉄道三号線改修計画（第三期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。
- 2 (1) 借款は、フィリピン共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によつて規律される。
 - (a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
 - (b) 年間の利率率は、〇・八パーセントとする。
 - (c) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後三年とする。
- (2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
- (3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

- 3 (1) 借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行つた支払又は将来行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。
- (2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
- (3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

- 4 フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。

5 フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 (1) フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a) 借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して、JICA に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c) 計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d) 計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2) (1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税その他同様の賦課金の整理又は支払について責任を負う。

8 フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9 (1) フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

(2) 両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用を共同で随時検討し、並びに借款の効果的な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。JICA は、その検討に参加するよう招請される。

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月四日にマニラで

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也

外務大臣 マリア・テレサ・P・ラザロ閣下

フィリピン共和国 外務大臣 マリア・テレサ・P・ラザロ閣下

(訳文) (フィリピン側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日付に効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月四日にマニラで

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山梨県甲府市古閑町字川野二九九四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川野二九九四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山梨県北杜市須玉町小倉字牛久保二八〇四の一七、二八〇四の五一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛久保二八〇四の一七・二八〇四の五一・字甲ノ下二八〇八の二二・字西ノ平二八〇九の四六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

フィリピン共和国駐在 日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 熊本県八代市坂本町田上字松野二八〇、二八四、二八五、三〇六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 2 字松野二八〇・二八四・二八五・三〇六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

農林水産大臣 鈴木 憲和

○農林水産省告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字白木字南迫一八三三から一八三九まで、一八四一、一八四二、一八四四、一八四五の三、一八四六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字南迫一八四五の三・一八四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡湯前町字下町杭三六八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字下町杭三六八の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字椋谷二二四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字椋谷二二四の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字下町杭三六八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字下町杭三六八の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字下町杭三六八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字下町杭三六八の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山一七二〇の八、一七二〇の九

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字下町杭三六八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字下町杭三六八の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字下町杭三六八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字下町杭三六八の一（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 農林水産省告示第三百十四号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 令和八年三月九日
- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畑二四一七・二四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二〇、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 字壹町畑二四一七、二四二〇、二四二二、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畑二四一七・二四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二〇、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字壹町畑二四一七、二四二〇、二四二二、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畑二四一七・二四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二〇、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字壹町畑二四一七、二四二〇、二四二二、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畑二四一七・二四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二〇、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字壹町畑二四一七、二四二〇、二四二二、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数	農林水産大臣
特定七一六	スギ東育新県	すぎ	山形県東根市神町南二丁目一番一号	本	鈴木 憲和
特定七一七	カラマツ東育	からまつ	新潟県村上市鶴渡番一八幡二四〇一	本	鈴木 憲和
特定七一八	カラマツ東育	からまつ	岩手県滝沢市大崎	本	鈴木 憲和
特定七一九	カラマツ東育	からまつ	岩手県滝沢市大崎	本	鈴木 憲和
特定七二〇	カラマツ東育	からまつ	岩手県滝沢市大崎	本	鈴木 憲和

○国土交通省告示第三百四十三号
 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日
 国土交通大臣 金子 恭之
 路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
 東北横断自動車道釜石秋田 和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番七八から同県 令和八年三月十日〇時
 車道釜石秋田 和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番一一二まで

○国土交通省告示第三百四十四号
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。
 令和八年三月九日
 国土交通大臣 金子 恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件
 危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十三年運輸省令第三十号）第一百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第一百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う一般社団法人日本海事検定協会加古川事務所の廃止
 事業所の名称及び所在地の削除

名 称	所 在 地
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地

(二) 廃止年月日 令和八年四月一日

○国土交通省告示第三百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
 令和八年三月九日
 国土交通大臣 金子 恭之

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 型式変更の内容
 第5753号 小型船舶用救命胴衣（膨脹式） TK-15830RS型 高陸救命器具株式会社 保護布の仕様の追加

○国土交通省告示第三百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
 令和八年三月九日
 国土交通大臣 金子 恭之

型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 型式変更の内容
 第1969号 膨脹式救命いかだ RFD-Toyo RFD Limi ケヤノピー灯及び室内灯の使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第六十四号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年三月九日
 関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 一号
 (三) 道路の区域
 変更前 敷地の幅員 延長
 後別 敷地の幅員 延長

藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで
 後前 八八・七〇〇九七・七二メートル
 九〇・五六〇九九・六五〇・〇四〇〇メートル
 (四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
 ○関東地方整備局告示第六十五号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年三月九日
 関東地方整備局長 橋本 雅道

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
 一 号 藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） 浜国道事務所
 供用開始の期日 令和八年三月九日
 ○四国地方整備局告示第八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年三月九日
 四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 高知県
 二 都市計画事業の種類及び名称 高知広域都市計画道路事業三・四・十六号はりまや町一宮線
 三 事業施行期間 自令和八年三月九日至令和十三年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 高知県高知市薊野東町並びに一宮南町一丁目地内
 使用の部分 なし

○四国地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年三月九日
 四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 高知県
 二 都市計画事業の種類及び名称 令和六年四国地方整備局告示第十五号高知広域都市計画道路事業三・四・三十二号朝倉駅針木線及び三・三・二号下知伊野線
 三 事業施行期間 自令和六年二月十五日至令和十八年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 令和六年四国地方整備局告示第十五号の事業地に朝倉字八幡及び朝倉本町二丁目を加える。
 使用の部分 変更なし

○四国地方整備局告示第十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月九日
四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 愛媛県
二 都市計画事業の種類及び名称 令和六年四国地方整備局告示第四十四号新居浜都市計画道路事業
三・四・二十号宇高西筋線
三 事業施行期間 自令和六年七月十二日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○四国地方整備局告示第十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月九日
四国地方整備局長 豊口 佳之

一 施行者の名称 愛媛県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十九年四国地方整備局告示第四号松山広域都市計画道路事業
業三・二・二十四号松山駅西口南江戸線及び三・三・十二号松山環状線
三 事業施行期間 自平成二十九年一月十六日至令和九年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○九州地方整備局告示第二十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月九日
九州地方整備局長 垣下 禎裕

一 施行者の名称 熊本県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十八年建設省告示第六百五十六号熊本都市計画下水道事業
熊本北部流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十八年三月十六日至令和十四年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○九州地方整備局告示第二十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月九日
九州地方整備局長 垣下 禎裕

一 施行者の名称 長崎県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年九州地方整備局告示第十三号長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)道路事業三・二・百十号滑石町線(大神宮工区)
三 事業施行期間 自平成二十四年一月二十七日至令和九年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事 関口 恒
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局広報課付を命ずる(三月三日)

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

正五位に叙する(各通)

従五位に叙する(各通)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(以上一月二十九日)

正五位に叙する(各通)

従五位に叙する

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(以上一月二十九日)

正五位に叙する(各通)

従五位に叙する

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(以上一月三十日)

正四位に叙する

従四位に叙する

正五位に叙する

従五位に叙する(各通)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(以上二月一日)

正六位に叙する

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(以上一月三十一日)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する(各通)

従六位に叙する(各通)

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する

正七位に叙する(各通)

従七位に叙する(各通)

正六位に叙する

正七位に叙する(各通)

市橋 光宏

長谷川 一美

佐々木 忠一

三春 佳昭

榎木 昭

山原 巧

大石 隆

菅野 正

木村 幸弘

逆井 孝十

土屋 工吉

東 陽一

牧村 順市

中村 亘男

山本 未之

永富 信吉

加用 英樹

高木 清

平川 武士勝

久保 行義

須貝 光雄

野中 一二

川野 忠

貫洞 真由美

芝原 襄爾

勝野 芳人

藤井 昭広

濱上 貢

清水 清

浅野 眞智子

柴田 勤

阿部 彦人

福島 知武

南 正秀

神男 節

井本 節

須賀 孝士

秋本 登志嗣

打木 貞雄

菅野 鉄雄

松崎 公男

國里 威夫

服部 洋昭

渡辺 恵

金子 修一

工藤 博行

関口 忠太

善 功企

秋本 登志嗣

打木 貞雄

菅野 鉄雄

松崎 公男

國里 威夫

服部 洋昭

渡辺 恵

金子 修一

工藤 博行

関口 忠太

善 功企

阿部 金義

菅澤 武志

尾田 喜昭

齋藤 精二

涌井 臣示

小椋 慶一

河原 良二

木村 喜信

銭谷 守雄

濱田 功

横田 一二

平賀 文人

藤原 道広

島山 忠重

庄野 凱夫

神田 芳男

谷口 友見

関根 久治

榎根 正巳

井上 洋平

加藤 茂男

坂口 勝

田中 豊昭

吉田 浅夫

仲山 勝司

伊地知 正盛

牧村 順市

中村 亘男

山本 未之

永富 信吉

加用 英樹

高木 清

平川 武士勝

久保 行義

須貝 光雄

野中 一二

川野 忠

貫洞 真由美

芝原 襄爾

勝野 芳人

藤井 昭広

濱上 貢

清水 清

浅野 眞智子

柴田 勤

阿部 彦人

福島 知武

南 正秀

神男 節

井本 節

須賀 孝士

清水 清

正四位に叙する
(財務事務官)
従六位に叙する
従七位に叙する(以上二月四日)
大坪 一也 佐藤 幸彦
正七位に叙する(各通)(二月五日)

○叙勲

瑞宝小綬章を授ける
岡野 明 小倉 慶治
砂山 榮三 善澄 満
(稲沢市議会議員)

旭日双光章を授ける(各通)(二月二十九日)

旭日双光章を授ける(各通)(二月三十日)

旭日双光章を授ける
塚本 孝明 藤沢 一實
旭日单光章を授ける(各通)(以上二月三十一日)

旭日双光章を授ける(二月一日)

瑞宝小綬章を授ける
服部 洋昭 米田 有三

瑞宝双光章を授ける(各通)

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二月二十九日)

草木 博之 小椋 慶一 河原 良二
木村 正己 児玉 忠 野間 利一
涌井 臣示

瑞宝双光章を授ける(各通)

佐藤 誠志 東田 玉憲 濱田 功
平賀 文人 堀江 昭八

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二月三十日)

瑞宝小綬章を授ける
安孫子 政一 倉間 元樹 坂口 勝
椿 正己 三春 佳昭 山原 巧

瑞宝双光章を授ける(各通)

(群馬県警部補)

伊地 知正盛 菅野 正
木村 幸弘
牧村 順市

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二月三十一日)

(大阪大学名誉教授)

(富山大学名誉教授)

瑞宝小綬章を授ける(各通)

成瀬 守重
中村 弘
梶原 壽利
橋本 和仁
土屋 工吉
野中 一二
善 功企
宮崎 幸治
河原 良二
野間 利一
濱田 功
神田 芳男
坂口 勝
山原 巧
菅野 正
木村 幸弘
牧村 順市
中村 亘男
山本 末之

上田 顕 加用 英樹 玉手 直人
長谷川 巖 林 健一 平川 武士勝
宮尾 孝章
瑞宝双光章を授ける(各通)

阿部 彦人 大杉 義和 冲津 喜久治
嶋 光男 芝原 蕁爾 南部 正秀
橋本 重信 藤田 晴司 藤谷 光夫

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上二月一日)

浅野 眞智子

瑞宝双光章を授ける(二月三日)

(財務事務官)

中村 弘
宮本 正志

瑞宝双光章を授ける(各通)

梶原 壽利

瑞宝单光章を授ける(以上二月四日)

大坪 一也 佐藤 幸彦

瑞宝单光章を授ける(各通)(二月五日)

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、ガーナの独立記念日につき、三月五日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示
中国運輸局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第3項及び第7項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成9年中国運輸局最低賃金公示第5号)、中国海上旅客運送業最低賃金(平成9年中国運輸局最低賃金公示第6号)、中国漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年中国運輸局最低賃金公示第1号)及び中国漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年中国運輸局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決断をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第8条の規定により公示する。
令和8年3月9日
中国運輸局長 金子 修久

- 中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「269,700円」を「280,700円」に、「253,150円」を「264,150円」に、「211,100円」を「222,100円」に、「201,700円」を「212,700円」に改める。
- 中国海上旅客運送業最低賃金第4項中「263,450円」を「273,250円」に、「196,800円」を「207,800円」に改める。
- 中国漁業(沖合底びき網)最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に、「196,000円」を「206,700円」に改める。
- 中国漁業(大中型まき網)最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附則

この公示は、令和8年4月8日から効力を生ずる。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者山本良人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和8年3月9日
厚生労働大臣 上野賢一郎
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和8年3月18日
- 推薦書及び添付書類提出先 滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式
令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿
団体名及びその代表者名
参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- ① 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
② 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。
(備考)
- 提出部数は正副2通とすること。
 - 履歴書2通を添付すること。

法務省告示第37号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
令和八年三月九日 法務大臣 平口 洋
氏名 曹 予 浪
生年月日 千九百九十五年一月十一日

法務省告示第38号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
令和八年三月九日 法務大臣 平口 洋
氏名 陸 怡 銘
生年月日 千九百八十四年八月十四日

法務省告示第39号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
令和八年三月九日 法務大臣 平口 洋
氏名 オットー マンフレッド クラウオ
生年月日 千九百七十五年一月二十二日

英籍留学生在留期間四十日

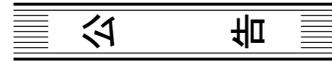
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年三月九日 法務大臣 山口 耕

- 住所 相模原市中央区
イルファン・マリヤム 平成17年9月30日生
住所 東京都練馬区
ナズムル・ホサイン・ブイアン 昭和55年12月2日生
シムラ・アイザ 平成24年11月29日生
ナハド・ヤフィ 平成29年3月28日生
住所 大阪市淀川区
辺広賢 昭和29年12月20日生
住所 大阪市淀川区
辺玲美 平成4年4月20日生
住所 静岡市清水区
ウォン・レッ・キー 昭和53年1月30日生
住所 長野県駒ヶ根市
多晴輝 平成15年8月1日生
住所 長野県駒ヶ根市
多朝輝 平成18年6月19日生
住所 東京都江東区
エルドリン・ジェイムス・ペドロサ・ヒュゴ 平成6年3月14日生
住所 長野県埴科郡坂城町
ペドロ・エンリケ・アキラ・フェレイラ・トリゴエ 平成15年2月26日生
住所 兵庫県尼崎市
趙鏞勝 昭和27年9月21日生
金初江 昭和30年1月12日生
住所 兵庫県尼崎市
趙清済 昭和59年1月29日生
住所 東京都板橋区
陳溪 平成8年10月23日生
住所 福岡市東区
ヒマル・パウデル 平成7年3月12日生
住所 埼玉県白岡市
金仙慧 昭和46年9月1日生
住所 埼玉県白岡市
尹美蘭 昭和45年8月16日生
李鑫 平成5年10月3日生
住所 埼玉県川口市
劉犀 昭和55年9月2日生
住所 千葉県松戸市
林美蘭 平成9年9月13日生
住所 東京都杉並区
林美容 平成7年8月28日生

- 住所 千葉県松戸市
劉苑杉 平成3年6月19日生
住所 千葉県市原市
ミホ・ニイオカ・セガワ 平成3年12月26日生
住所 東京都足立区
モハメド・アミン・ジャブリ 昭和56年5月16日生
住所 東京都江東区
武錦風 昭和29年11月19日生
住所 東京都中央区
張路遙 平成6年7月28日生
住所 東京都台東区
胡雪 平成4年9月29日生
住所 東京都板橋区
ソム・ラジュ・ラム 平成5年10月29日生
住所 三重県名張市
任文俊 平成5年2月28日生
住所 岐阜県大垣市
イハラ・ハヤシ・セサル・ミツオ 昭和61年8月4日生
住所 三重県亀山市
スエーレン・クリスチナ・マガリヤンス 平成11年5月26日生
住所 東京都荒川区
王顕裳 平成9年2月26日生
住所 福岡市早良区
張建華 平成元年7月15日生
張兆謙 平成26年5月26日生
張申聿 平成28年2月19日生
住所 岐阜市
ラゼンドラ・ブラサド・ルインテル 昭和63年8月23日生
ルゼン・ルインテル 平成30年12月10日生
住所 東京都練馬区
黄理美 昭和59年12月28日生
住所 東京都港区
玄清武 昭和61年11月12日生
住所 川崎市川崎区
梧株茉 平成元年8月27日生
住所 福岡市南区
ディベンドラ・カドカ 平成6年3月1日生
住所 東京都目黒区
ジェシャン・ダンゴル 平成6年10月5日生
住所 三重県名張市
呉美紀 昭和50年8月27日生
住所 神戸市灘区
宋正実 昭和48年1月17日生

- 住所 大阪市天王寺区
朴陳秀 昭和53年4月30日生
住所 福岡市早良区
高荃 平成2年8月19日生
住所 名古屋市港区
チェリシー・パデル 平成19年5月18日生
住所 名古屋市中区
許晨瑤 平成元年2月22日生
住所 愛知県豊田市
ピョピョウエー 昭和57年2月25日生
住所 東京都中央区
金元愛 昭和57年1月24日生
住所 東京都大田区
姜寧 昭和54年2月13日生
夏子晁 平成13年11月16日生
住所 東京都世田谷区
デイジー・オオバ・エルマック 昭和47年12月4日生
住所 広島市安佐南区
アレックス・ヨシタケ 平成6年12月31日生
住所 千葉県松戸市
王晶 昭和40年9月11日生
住所 千葉県松戸市
周昭華 平成2年1月16日生
住所 千葉県市川市
任琳玉 昭和53年7月18日生
張淳博 平成22年7月13日生
住所 千葉県市川市
朴尚俊 平成14年11月30日生
住所 東京都江戸川区
マノジュ・ジャヤント・バレーラオ 昭和51年9月20日生
マデュラ・マノジュ・バレーラオ 昭和57年6月8日生
ミヒカ・マノジュ・バレーラオ 平成23年2月11日生
住所 東京都品川区
金勲 昭和26年12月2日生
住所 東京都世田谷区
韓星華 昭和59年12月11日生
住所 東京都渋谷区
劉亮 平成元年8月26日生
住所 東京都練馬区
ティリ・モン 平成元年6月10日生
住所 東京都中野区
ダイスケ・マララス 平成8年7月31日生
住所 東京都昭島市
葛麗央 昭和57年4月19日生



語 彙 項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

- 1. 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和8年4月8日までに近畿財務局理財部金融監督第四課あて申出をされたい。
2. 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

[掲載順序]

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20257000824②株式会社バサーージュ③高橋敏之④京都府京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町53

①20259001835②新玉 祥大③新玉 祥大④兵庫県加古川市西神吉町岸93-1

①21158000752②ライフサポート株式会社③東畑 政徳④大阪府大阪市西区京町堀1-4-9

京町橋八千代ビル7F
令和8年3月9日

近畿財務局長 坂口和家男

鉄道財団用紙閉鎖の公告

神戸市中央区港島六丁目6番地の1、神戸新交通株式会社所有の南公園・ポーターミナル間鉄道財団（鉄道抵当原簿第625号）及び南魚崎・アイランド北口間鉄道財団（鉄道抵当原簿第631号）について、令和8年2月9日その用紙を閉鎖したため、鉄道抵当法第36条第2項の規定により公告する。

令和8年3月9日 国土交通省

軌道財団用紙閉鎖の公告

神戸市中央区港島六丁目6番地の1、神戸新交通株式会社所有の三宮・ポートターミナル間、中公園・南公園軌道財団（軌道抵当原簿第196号）及び住吉・南魚崎間、アイランド北口・マリンパーク間軌道財団（軌道抵当原簿第201号）について、令和8年2月9日その用紙を閉鎖したので、軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条において準用する鉄道抵当法第36条第2項の規定により公告する。

令和8年3月9日 国土交通省

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第2項による届出があったので、同法第180条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月9日

届出した者 広島西税務署長 高木 俊之
Satyam-Venture Engineering Services Private Limited
事務所等の名称 Satyam-Venture Engineering Services Private Limited
事務所等の所在地 広島県広島市中区広瀬北町3番11号
責任者の氏名 ブラバルティ・ベンカタ・クリシュナクマール

証明書の有効期限 令和10年9月7日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第91097号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

申立人 八王子市

本籍長崎県長崎市上小島2丁目136番地、最後の住所東京都八王子市大和田町7丁目10番36号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日推定令和4年5月19日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和34年1月21日、職業不明

被相続人 亡 円田 信雄

事務所東京都町田市中町1-2-2 森町ビル4階工藤総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 工藤 隆

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

令和8年（家）第90030号

東京都小平市小川町2丁目1333番地

申立人 小平市

本籍東京都三鷹市下連雀1丁目34番地、最後の住所東京都小平市学園東町3丁目1番14号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和15年3月17日、職業不明

被相続人 亡 足立 憲彦

事務所東京都町田市中町1丁目1番14号武友ビル5階町田シビック総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 廣田 智也

催告期間満了日 令和8年9月24日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第3345号

神奈川県小田原市荻窪300番地

申立人 小田原市

本籍神奈川県小田原市曾比1551番地、最後の住所神奈川県小田原市栢山60番地の5、死亡の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、死亡年月日平成31年3月13日、出生の場所北海道常呂郡置戸村、出生年月日昭和9年2月25日、職業不詳

被相続人 亡 神部 修一

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目6番4号勝俣組ビル5階 ベリーベスト法律事務所小田原オフィス

相続財産清算人 弁護士 安藤 良

催告期間満了日 令和8年10月7日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年（家）第15200号

新潟市中央区下大川前五ノ町2230番地34ポレスター新潟アクアガーデン1205号

申立人 高頭里香代

本籍新潟県新潟市中央区蒲原町874番地、最後の住所新潟市東区大山2丁目13番1号松鶴荘、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日平成28年2月15日、出生の場所千葉県夷隅郡大多喜町、出生年月日昭和11年2月14日、職業無職

被相続人 亡 岩淵よし江

事務所新潟市中央区弁天3丁目1番15号トールカンマンション第3万代602号 菊池淳哉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊池 淳哉

催告期間満了日 令和8年9月25日

新潟家庭裁判所

令和7年（家）第3582号

富山県小矢部市綾子5596番地

申立人 特定非営利活動法人となみ野後見福祉会

本籍富山県小矢部市五社253番地、最後の住所富山県小矢部市五社492番地、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日令和7年12月4日、出生の場所富山県小矢部市、出生年月日昭和22年11月15日、職業無職

被相続人 亡 高田由美子

富山県小矢部市泉町10番9号、事務所富山県小矢部市泉町13番6号

相続財産清算人 司法書士 高山 嘉和

催告期間満了日 令和8年9月28日

富山家庭裁判所高岡支部

令和8年（家）第5013号

福井市順化1丁目1番1号

申立人 株式会社福井銀行

本籍福井市中央1丁目712番地、最後の住所福井市松本4丁目18番8号、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和6年12月13日、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和31年8月31日、職業会社役員

被相続人 亡 田中 義一

福井市春山1丁目6番21号 北川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 牧野 翔太

催告期間満了日 令和8年9月18日

福井家庭裁判所

令和8年（家）第30024号

静岡市清水区蒲原東8番地

申立人 山本 明

本籍静岡県静岡市清水区蒲原堰沢480番地、最後の住所静岡市清水区蒲原堰沢480番地、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和7年7月5日、出生の場所静岡県庵原郡蒲原町、出生年月日昭和38年9月2日、職業病院事務

被相続人 亡 内藤由紀子

静岡市清水区辻1丁目2番1号 えじりあ203号 中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔

催告期間満了日 令和8年10月16日

静岡家庭裁判所

令和7年（家）第7113号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

代表者代表取締役 岩元 達弘

本籍静岡県富士市大淵3417番地21、最後の住所静岡県富士市大淵3417番地の21、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年12月23日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和53年2月11日、職業不明

被相続人 亡 志村 治寿

静岡県富士市伝法2878番地の20弁護士法人杉山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉山 利朗

催告期間満了日 令和8年10月17日

静岡家庭裁判所富士支部

令和8年（家）第10001号

静岡県藤枝市藤岡1丁目24番13号

申立人 渡部 英俊

本籍静岡県藤枝市藤岡3丁目147番地、最後の住所静岡県藤枝市藤岡1丁目24番13号、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日令和3年7月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都東京市杉並区、出生年月日昭和10年1月9日、職業自営業

被相続人 亡 渡部 忠雄

静岡県静岡市葵区追手町2番12号 安藤ハザマビル4階弁護士法人ましろ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 皓平

催告期間満了日 令和8年9月17日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第81703号

大阪市北区中之島1丁目3番20号

申立人 大阪市

本籍大阪府大阪市北区樋之口町71番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区豊里6丁目26番19号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和5年2月3日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和18年11月27日、職業不明

被相続人 亡 木村 亀雄

堺市堺区中瓦町1丁目1番21号堺東八幸ビル302号室

相続財産清算人 弁護士 井筒 壱

催告期間満了日 令和8年10月19日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81707号

大阪市北区中之島1丁目3番20号
申立人 大阪市
本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目220番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区晴明通14番1号105号、死亡の場所大阪府大阪市阿倍野区、死亡年月日令和2年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和22年10月7日、職業不明
被相続人 亡 小林 信夫
大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビル北浜01 11階
相続財産清算人 弁護士 髭野 淳平
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81709号

大阪市北区中之島1丁目3番20号
申立人 大阪市
本籍兵庫県姫路市夢前町前之庄4338番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区中野4丁目15番2号、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日令和4年2月26日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和36年8月6日、職業不明
被相続人 亡 松岡 勉
堺市堺区中瓦町1丁目1番21号 堺東八幸ビル302号室
相続財産清算人 弁護士 井筒 亮
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81750号

埼玉県熊谷市石原882番地4
申立人 島田 信秋
本籍大阪府東大阪市稲田上町1丁目1454番地8、最後の住所大阪府東大阪市稲田上町1丁目4番2号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和4年4月5日、出生の場所埼玉県鴻巣市、出生年月日昭和31年1月7日、職業不明
被相続人 亡 島田 光昭
大阪市中央区道修町3丁目1番6号K. シオノビル2階
相続財産清算人 弁護士 森内 彩子
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80071号

東京都港区西新橋1丁目20-3 虎ノ門法曹ビルB1F
申立人 公益社団法人シニア総合サポートセンター
本籍大阪府大阪市平野区喜連3丁目812番地、最後の住所大阪府住之江区粉浜西3丁目1番4-529号、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日令和7年9月14日、出生の場所大阪府大阪市南区、出生年月日昭和11年1月8日、職業無職
被相続人 亡 富樫 節子
大阪市中央区徳井町2-1-2 徳井町アリストビル4階
相続財産清算人 弁護士 高橋 政幸
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80108号

大阪府大阪市住吉区帝塚山西4丁目14番20号
申立人 保田 元夫
東京都目黒区祐天寺1丁目27番15号
申立人 保田 静生
本籍不明、最後の住所大阪府大阪市淀川区西中島5丁目4番34号、死亡の場所不明、死亡年月日平成2年3月9日、出生の場所不明、出生年月日不明、職業不明
被相続人 亡 玉川 敬
大阪市北区西天満3丁目4番4号 イワイビル503号
相続財産清算人 弁護士 井上 雅人
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80168号

大阪府大阪市西区九条1丁目28番1
申立人 シャンティール九条友の会
本籍広島県福山市神辺町字上御領973番地2、最後の住所大阪府大阪市西区九条1丁目28番1-202号、死亡の場所大阪府大阪市港区、死亡年月日令和5年5月27日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和20年5月25日、職業不明
被相続人 亡 安那 幸市
堺市堺区三国ヶ丘御幸通1-1 三幸ビル5階9号室
相続財産清算人 弁護士 武田 宗久
催告期間満了日 令和8年10月19日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第95号

兵庫県洲本市本町6丁目4番30号
申立人 小村 恵啓
本籍兵庫県南あわじ市湊476番地、最後の住所兵庫県洲本市本町8丁目5番22号惣田アパート201号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和7年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所兵庫県洲本市、出生年月日昭和26年10月30日、職業無職
被相続人 亡 小晶 博江
神戸市中央区楠町6丁目2番6号 ハーバースカイビル6階 神戸A1法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 亜衣子
催告期間満了日 令和8年9月30日
神戸家庭裁判所洲本支部

令和8年(家)第64号

奈良市高天市町11番地1 高天飯田ビル3階
申立人 山岸 憲一
本籍奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2丁目754番地2、最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2丁目3番43号、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日令和7年12月6日、出生の場所奈良県生駒郡法隆寺村、出生年月日昭和18年9月20日、職業無職
被相続人 亡 山中 雅樹
奈良市高天町10番地の1株式会社T. T. ビル南都総合法律事務所
相続財産清算人 前澤 毅彦
催告期間満了日 令和8年10月18日
奈良家庭裁判所

令和7年(家)第7096号

山口県周南市大字八代2206番地
申立人 天理教八川分教会
本籍山口県周南市呼坂本町42番地、最後の住所大阪府摂津市千里丘2丁目5番34号、死亡の場所大阪府摂津市、死亡年月日平成28年1月23日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日大正14年12月21日、職業不明
被相続人 亡 小幡榮津子
山口県山口市春日町2066番1
相続財産清算人 弁護士法人中山修身法律事務所
催告期間満了日 令和8年9月25日
山口家庭裁判所

令和7年(家)第4023号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
代表者代表取締役 須藤 洋
国籍大韓民国、最後の住所山口県宇部市東藤曲2丁目6番29-3号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日西曆2024年4月28日、出生の場所山口県下関市、出生年月日西曆1943年10月9日、職業無職
被相続人 亡 江本信助こと 李 信助
山口県宇部市新天町1丁目2番38号
相続財産清算人 林 萬守
催告期間満了日 令和8年9月18日
山口家庭裁判所宇部支部

令和8年(家)第4002号

福岡県大川市大字中木室23番地7
申立人 佐々木三紀子
本籍福岡県大川市大字中木室23番地1、最後の住所福岡県大川市大字中木室23番地7、死亡の場所福岡県大川市、死亡年月日令和元年12月29日、出生の場所福岡県三潴郡木室村、出生年月日昭和4年3月3日、職業無職
被相続人 亡 添島 康恵
福岡県久留米市中央町37-20久留米中央町ビル8階 兵頭法律事務所
相続財産清算人 弁護士 兵頭 充紀
催告期間満了日 令和8年9月24日
福岡家庭裁判所柳川支部

令和7年(家)第600号

福岡県豊前市大字四郎丸281番地
申立人 医療法人社団祥和会
本籍不明、最後の住所福岡県豊前市大字四郎丸281番地、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日昭和62年2月15日、出生の場所不明、出生年月日大正元年11月14日、職業無職
被相続人 亡 宮宇地チヨ
事務所北九州市小倉北区金田2丁目8番30号アースコート小倉金田206号野上裕貴法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩岡 優子
催告期間満了日 令和8年10月5日
福岡家庭裁判所行橋支部

令和8年(家)第80005号

佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地4
申立人 土井 大史

本籍佐賀県武雄市山内町大字犬走7504番地、最後の住所佐賀県武雄市山内町大字犬走7446番地、死亡の場所佐賀県杵島郡大町町、死亡年月日令和7年6月6日、出生の場所佐賀県杵島郡山内町、出生年月日昭和23年2月25日、職業無職

被相続人 亡 武山 光伸

事務所佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地4
相続財産清算人 司法書士 土井 大史
催告期間満了日 令和8年9月18日

佐賀家庭裁判所武雄支部

令和8年(家)第4001号

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷868番地
申立人 滝川 正明

本籍長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷903番地、最後の住所長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷903番地1、死亡の場所長崎県東彼杵郡川棚町、死亡年月日平成22年5月21日、出生の場所長崎県東彼杵郡西大村、出生年月日昭和14年7月20日、職業不明

被相続人 亡 井手ヨシ子

長崎県佐世保市木場田町8番6号
相続財産清算人 司法書士 石田 大幾
催告期間満了日 令和8年9月18日

長崎家庭裁判所大村支部

令和8年(家)第3004号

長崎県長崎市尾上町3番1号
申立人 長崎県

本籍京都府向日市物集女町中海道88番地65、最後の住所京都府向日市物集女町中海道88番地の65、死亡の場所京都府向日市、死亡年月日平成30年5月22日、出生の場所長崎県南高来郡瑞穂町、出生年月日昭和20年5月28日、職業不明

被相続人 亡 鵜殿 勝信

長崎県島原市中町851 大手ビル3階 島原中央総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河野 哲志
催告期間満了日 令和8年9月30日

長崎家庭裁判所島原支部

令和8年(家)第14号

千葉県松戸市西馬橋蔵元町56タウンハイツ清水303号

申立人 本地 正直

本籍鹿児島県肝属郡肝付町後田2765番地5、最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町後田2847番地、死亡の場所鹿児島県鹿屋市、死亡年月日令和7年9月12日、出生の場所鹿児島県肝属郡高山町、出生年月日昭和25年9月14日、職業無職

被相続人 亡 本地 正昭

事務所鹿児島県鹿屋市大手町9番1号 マルイビル102弁護士法人笹川法律事務所鹿屋支所

相続財産清算人 弁護士 笹川 竜平

催告期間満了日 令和8年10月2日

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年(家)第1417号

北海道茅部郡森町字新川町151番地6

申立人 柴田 勝輝

本籍北海道茅部郡森町字白川37番地、最後の住所北海道茅部郡森町字白川9番地5、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和5年1月6日、出生の場所北海道茅部郡森町、出生年月日昭和24年1月7日、職業会社経営

被相続人 亡 柴田 繁

函館市千歳町24番11号本間ビル3階

相続財産清算人 木下 元章

催告期間満了日 令和8年9月25日

函館家庭裁判所

令和7年(家)第15238号

新潟市北区浦木2358番地1

申立人 魚野 秀雄

本籍新潟県新潟市北区浦木1799番地、最後の住所新潟市北区浦木1650番地2、死亡の場所新潟県新潟市北区、死亡年月日令和7年9月27日、出生の場所新潟県北蒲原郡水原町、出生年月日昭和33年4月9日、職業無職

被相続人 亡 魚野 明広

事務所新潟市中央区米山4丁目1番31号紫竹綜合ビル305 TM共同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塚野 洋平

催告期間満了日 令和8年9月25日

新潟家庭裁判所

令和8年(家)第17号

長野市大字中御所字岡田178番地2

申立人 やまびこ債権回収株式会社

本籍長野県諏訪郡富士見町富士見4021番地、最後の住所長野県諏訪郡富士見町富士見3714番地、死亡の場所長野県諏訪郡富士見町、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所長野県諏訪郡富士見町、出生年月日昭和12年6月14日、職業会社役員

被相続人 亡 樋口 誠

事務所長野県諏訪市諏訪1丁目5番12号 五味法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 直哉

催告期間満了日 令和8年9月24日

長野家庭裁判所諏訪支部

令和8年(家)第20010号

群馬県前橋市石倉町2丁目5番4号

申立人 渡那部 博

本籍群馬県伊勢崎市境中島366番地、最後の住所群馬県前橋市石倉町2丁目5番地4、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和7年12月18日、出生の場所群馬県佐波郡境町、出生年月日昭和40年9月28日、職業無職

被相続人 亡 斎田 勝美

群馬県高崎市連雀町119 アークプラザ2階

あおば法律事務所

相続財産清算人 下山 順

催告期間満了日 令和8年9月18日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第73069号

愛知県名古屋市中区鶴舞1丁目2番32号

申立人 株式会社ソラマテリアル

本籍京都府京都市左京区静市原町1248番地10、最後の住所東京都品川区平塚1丁目7番18号メゾンド星山202、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和39年5月2日、職業不明

被相続人 亡 橋本 裕之

事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階A みつば総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 布目 隆一

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第375号

静岡県静岡市清水区駒越南町11番13号

申立人 安藤 千晶

本籍静岡県牧之原市静谷2560番地13、最後の住所静岡県牧之原市静谷2560番地14、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日令和7年11月20日、出生の場所静岡県榛原郡勝間田村、出生年月日昭和24年1月10日、職業無職

被相続人 亡 河原崎妙子

静岡県島田市阪本1323番地の14 司法書士法人みらいふ

相続財産清算人 司法書士 小寺 敬二

催告期間満了日 令和8年9月30日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第41030号

横浜市鶴見区平安町2-28-1

申立人 ヨコハマアイランドガーデン管理組合

本籍神奈川県横浜市鶴見区浜町1丁目5番地14、最後の住所横浜市鶴見区平安町2丁目28番地1 ヨコハマアイランドガーデン359、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日推定令和6年8月1日から10日までの間、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和33年12月25日、職業不明

被相続人 亡 長谷川安彦

事務所横浜市中区本町1-5-2 ロワレル横浜本町302

相続財産清算人 弁護士 井上 浩

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40064号

横浜市旭区白根1-7-4

申立人 押山 順子

本籍静岡県裾野市ニッ屋184番地2、最後の住所横浜市旭区上白根町1436番地10 ヴィラ桜ヶ丘、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和7年12月6日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和9年2月5日、職業無職

被相続人 亡 松坂 藤江

事務所横浜市中区本町4-36朝日生命横浜本町ビル5階

相続財産清算人 弁護士 佐野 高王

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3293号

神奈川県秦野市今川町2-15 リバーサイド小泉203号

申立人 古谷 泰宏

本籍神奈川県伊勢原市上粕屋1111番地、最後の住所神奈川県伊勢原市上粕屋1146番地の13、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日令和7年7月16日、出生の場所神奈川県中郡高部屋村、出生年月日昭和4年4月21日、職業無職

被相続人 亡 麻生喜代子

事務所神奈川県厚木市中町4丁目5番14号国際厚木ビル5階 みさき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 香崎 弘文

催告期間満了日 令和8年10月5日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3316号

静岡県熱海市伊豆山1130番地の20 中銀ライフケア伊豆山12号館

申立人 中銀ライフケア熱海伊豆山12号館管理

組合法人

本籍神奈川県藤沢市西富2丁目1番、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町門川274番地の1 シェアハウス アン、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日令和6年2月22日、出生の場所神奈川県横浜市区保土ヶ谷区、出生年月日昭和27年12月31日、職業不詳

被相続人 亡 武田 照代

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目10番4号302号室 小田原あゆむ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川裕貴子

催告期間満了日 令和8年10月5日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第4070号

新潟県上越市上島562番地の1

申立人 上島町内会

本籍新潟県上越市大字上島275番地、最後の住所新潟県上越市大字上島275番地、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日推定令和6年4月1日、出生の場所新潟県中頸城郡新道村、出生年月日昭和27年9月11日、職業農業

被相続人 亡 下島 豊

新潟県上越市鴨島1丁目 230番1号

ニューサンテオフィスA号室

相続財産清算人 弁護士 船崎 昌幸

催告期間満了日 令和8年10月16日

新潟家庭裁判所高田支部

令和7年(家)第7115号

神奈川県相模原市緑区原宿南2-31-7

申立人 山本美枝子

本籍静岡県富士宮市宮原713番地63、最後の住所静岡県富士宮市宮原713番地の63、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日令和6年2月3日、出生の場所静岡県富士宮市、出生年月日昭和37年12月30日、職業アルバイト

被相続人 亡 島村 努

静岡県富士市水戸島元町3番2号 MNビル2階たかぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高木真二郎

催告期間満了日 令和8年10月17日

静岡家庭裁判所富士支部

令和8年(家)第2022号

愛知県一宮市丹羽字大塚3番地

申立人 細井建設工業株式会社

代表者代表取締役 細井 和也

本籍愛知県一宮市丹羽970番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和7年12月5日頃、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和27年12月3日、職業不明

被相続人 亡 森 光史

愛知県丹羽郡扶桑町柏森辻田332番地 弁護士法人こじま法律事務所

相続財産清算人 小嶋 道明

催告期間満了日 令和8年9月19日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第90号

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

申立人 京都地方税機構

本籍京都府南丹市日吉町胡麻ドバシ7番地5、最後の住所京都府南丹市日吉町胡麻ドバシ7番地5、死亡の場所京都府南丹市、死亡年月日令和5年7月31日、出生の場所京都府船井郡日吉町、出生年月日昭和32年5月9日、職業自動車修理業

被相続人 亡 滝沢 洋一

事務所京都市上京区河原町通今出川上る青龍町213-1大成ビル1階 船橋・速見法律事務所

相続財産清算人 速見 智子

催告期間満了日 令和8年9月30日

京都家庭裁判所園部支部

令和8年(家)第5号

京都府南丹市園部町曾我谷杉森32番地1

申立人 杉森 良信

本籍京都府京都市東山区大和太路通五条上る山崎町366番地、最後の住所京都府亀岡市河原林町河原尻下五丹12番地、死亡の場所京都府亀岡市、死亡年月日令和7年11月17日、出生の場所京都府京都市東山区、出生年月日昭和19年3月6日、職業無職

被相続人 亡 齊藤 勝

事務所京都府南丹市園部町美園町7号9番地3木村ビル1階なんたん法律事務所

相続財産清算人 松崎 竜一

催告期間満了日 令和8年9月30日

京都家庭裁判所園部支部

令和8年(家)第156号

滋賀県栗東市荻原69番地21

申立人 谷村 勝美

本籍島根県浜田市国分町2107番地7、最後の住所島根県浜田市国分町2107番地7、死亡の場所島根県浜田市、死亡年月日平成25年1月24日頃、出生の場所島根県那賀郡国府村、出生年月日昭和23年10月3日、職業不明

被相続人 亡 佐々木 剛

島根県津江市敬川町1746番地1司法書士法人本藤・坂根事務所

相続財産清算人 司法書士 本藤 敦子

催告期間満了日 令和8年10月2日

松江家庭裁判所浜田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和8年(ハ)第1号

大阪府都島区都島本通1丁目1番18号

申立人 戎野 礼子

権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月12日

令和8年1月29日

大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)第740号割引興業債券無記名式

種類枚数 500万円券3枚

記号番号 004338、004339、004342

売出期間 平成10年6月15日から平成10年6月26日まで

償還期日 平成11年6月25日

発行者 株式会社日本興業銀行

元金支払場所 株式会社みずほ銀行金融債取扱店舗外

最終所持人 申立人

(2)第743号割引興業債券無記名式

種類枚数 100万円券1枚

記号番号 028069

売出期間 平成10年7月28日から平成10年8月12日まで

償還期日 平成11年8月12日

(3)第747号割引興業債券無記名式

種類枚数 500万円券1枚

記号番号 005679

売出期間 平成10年9月28日から平成10年10月12日まで

償還期日 平成11年10月12日

(4)第749号割引興業債券無記名式

種類枚数 100万円券3枚

記号番号 026043、026045、026046

売出期間 平成10年10月28日から平成10年11月12日まで

償還期日 平成11年11月12日

(2)ないし(4)の債券の発行者、元金支払場所及び最終所持人は(1)の債券の記載に同じ

失踪宣告

令和7年(家)第417号

本籍仙台市太白区茂ヶ崎3丁目8番、最後の住所仙台市太白区茂ヶ崎3丁目8番11号

不在者 丹野 幸晴

昭和37年3月3日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第270号

本籍群馬県藤岡市上戸塚396番地3、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷1343番地新井アパート

不在者 宮入 元廣

昭和15年3月6日生

令和8年2月18日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第271号

本籍群馬県藤岡市上戸塚396番地3、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷1343番地新井アパート

不在者 宮入 広子
昭和48年2月13日生

令和8年2月18日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第116号

本籍埼玉県戸田市大字新曾132番地2、最後の住所埼玉県戸田市大字新曾132番地の2ダイアパレス戸田403号室

不在者 上園 和宏
昭和50年3月23日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第273号

本籍山梨県中央市大田和849番地、最後の住所千葉県松戸市栄町7丁目587番地の19

不在者 齊藤 幸治
昭和9年12月23日生

令和8年2月13日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

令和7年(家)第1742号

本籍香川県善通寺市善通寺町3523番地、最後の住所大阪府淀川区十三東3丁目7番26号

不在者 三原 幸夫
昭和24年6月25日生

令和8年2月14日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第158号

本籍広島県福山市神村町3990番地、最後の住所広島県福山市神村町4000番地

不在者 小林 トモエ
大正11年2月25日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定

広島家庭裁判所福山支部裁判所書記官

令和7年(家)第475号

本籍宮崎県都城市山之口町山之口2924番地イ号、最後の住所宮崎県都城市山之口町山之口2924番地1

不在者 池田 雅
昭和6年11月17日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所都城支部裁判所書記官

令和7年(家)第246号

本籍鹿児島県鹿児島市平川町956番地1、最後の住所鹿児島市吉野町2181番地1

不在者 村中 義夫
昭和29年10月26日生

令和8年2月13日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第128号

本籍沖縄県那覇市古波蔵2丁目70番地、最後の住所沖縄県浦添市城間4丁目17番3-202号上原アパート

不在者 安里 達
昭和54年6月7日生

令和8年2月17日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年(家)第727号**

本籍長崎県長崎市南越町844番地、住所兵庫県神戸市灘区新在家南町3丁目2-56DKハウス210

申立人(失踪者) 金尾 友行
昭和23年9月23日生

令和8年2月17日失踪宣告取消審判確定

神戸家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ハ)第2号

東京都板橋区赤塚4丁目32番8号

申立人 池田 利治

権利の届出の終期 令和8年2月6日

令和8年2月9日 松阪簡易裁判所
(別紙) 目録

1(1)土地 多気郡大台町小切畑字楠坂874番1

山林 109190平方メートル

(2)登記年月日番号 津地方法務局松阪支局昭和13年4月23日第509号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和13年4月22日設定

目的 竹木を所有

範囲 山林11町1畝歩の内見積反別1反5畝歩

存続期間 昭和13年4月22日から昭和18年4月30日まで

地代 無料

地上権者 岐阜県恵那郡中津町中津川3457番地50

豊平 金助

2(1)土地 多気郡大台町小切畑字楠坂874番1

山林 109190平方メートル

(2)登記年月日番号 津地方法務局松阪支局昭和13年5月27日第658号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和13年4月22日設定

目的 竹木を所有

範囲 山林11町1畝歩の内見積反別10町8反6畝歩

存続期間 昭和13年4月22日から昭和18年4月30日まで

地代 無料

地上権者 岐阜県恵那郡中津町中津川3457番地50

豊平 金助

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第24号

神奈川県横須賀市鴨居2丁目64番11号

債務者 UNOKI株式会社

代表者代表取締役 鶴木 光文

1 決定年月日時 令和8年2月19日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之

4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年(フ)第133号

千葉県柏市亀甲台町2丁目7番9号

債務者 マルタカ金物株式会社

代表者代表取締役 齋藤 和生

1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 塚本 晶也

4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第200号

東京都品川区西五反田8丁目2番12号

債務者 株式会社アイピーオー

代表者代表取締役 松島 徹

1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸

4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前11時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第281号

横浜市中区石川町1丁目25番1号

債務者 株式会社Allure

代表者代表取締役 碓 千春

1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 出田 浩一

4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前11時40分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第4号

千葉県木更津市清見台2丁目20番3号

債務者 関東新聞販売株式会社

代表者代表取締役 飯嶋 和明

1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高橋 信正

4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時45分

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第5号

千葉県木更津市中央1丁目3番1号
債務者 有限会社千羽企画
代表者取締役 飯嶋 和明

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 信正
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時45分

千葉地方裁判所木更津支部

令和8年(フ)第6号

山口県周南市大字久米字旭ヶ丘1020番地46
債務者 株式会社M-side
代表者代表取締役 酒井 良王

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 隆弘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後3時

山口地方裁判所周南支部

令和8年(フ)第312号

愛知県春日井市下市場町4丁目4番地の6
債務者 株式会社セルビア珈琲商会
代表者代表取締役 伊藤 香織

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村瀬 桃子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時50分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第74号

栃木県小山市天神町1丁目4番48号
債務者 株式会社白沢設備
代表者代表取締役 鈴木 千秋

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 亨
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時20分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第86号

栃木県塩谷郡高根沢町大字大谷1876番地
債務者 株式会社アグリクリニック研究所
代表者代表取締役 小山田浩一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良 嘉則
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前11時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第58号

岩手県九戸郡洋野町種市第23地割25番地
債務者 株式会社藤森
代表者代表取締役 藤森 善徳

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 哲雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後2時

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(フ)第106号

愛知県安城市末広町3番1号
債務者 株式会社アルシス
代表者代表取締役 梅村 佳弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴田 智博
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後3時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年(フ)第485号

大阪市中央区南久宝寺町4丁目5番15号
債務者 株式会社ボンズネット
代表者代表取締役 金子 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 天斗

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第541号

大阪市西区南堀江1丁目16-11RE-008(3F)
債務者 株式会社ARSシステムズ
代表者代表取締役 丸田 尚治

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 門林 俊夫

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第21号

宮城県北諸県郡三股町稗田11番地4
債務者 株式会社ベーカリー梅茂登
代表者代表取締役 村脇 俊博

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金丸 由宇

宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第29号

広島県福山市幕山台6丁目27番7号、旧住所
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬942番地
ビューハイツ307号
債務者 岩原 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前10時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第144号

山口市吉田3083番地 県営住宅平川団地C5棟106号
債務者 中野 美穂(旧姓伊藤)

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横澤 秀明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後1時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第13号

島根県出雲市大塚町659番地1
債務者 黒田印刷こと 黒田 眞一

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 市
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和8年(フ)第57号

千葉県八千代市上高野1311番地10
債務者 濫谷亜紀子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 一輝
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第121号

千葉県市川市香取1丁目1番7号 (メゾン北雄202号)
債務者 本上 雄仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 越川美紗子
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第6794号

大阪府箕面市船場西1丁目12番22-101号
債務者 後明 賢治

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蛭川 敦之
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第486号

大阪市住吉区长居東4丁目20番6号 エクセルシオール長居 303号

債務者 金子 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 天斗
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第43号

愛知県田原市浦町南松崎1-1 4315、前住所宮崎県串間市大字大平7301番地

債務者 坂田広太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 裕康
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和8年(フ)第19号

宮崎県えびの市大字小田896番地3、前住所鹿児島県熊毛郡屋久島町一湊319番地

債務者 馬場 芳朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第6569号

大阪府守口市佐太中町2丁目3番7-206号

債務者 谷川興業こと 谷川 廣和

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇史
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第119号

大阪市平野区平野西4丁目1番10-407号

債務者 濱路 雄介

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩見 勇志
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年(フ)第199号**

埼玉県朝霞市朝志ヶ丘1丁目2番2-1013号

債務者 川口千絵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第56号

埼玉県川越市かすみ野3丁目19番地6

債務者 大橋 克彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第62号

埼玉県富士見市ふじみ野東3丁目14番地5

オルロジェ202

債務者 馬場 朋美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第65号

埼玉県川越市大字的場2012番地15 (メン

バーズタウンかすみA-201)

債務者 伊藤紀梨亜

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第73号

埼玉県富士見市関沢2丁目3番32号 第2よ

こたハイツ203

債務者 関 良次

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第74号

埼玉県富士見市関沢2丁目3番32号 第2よ
こたハイツ203

債務者 関 寿美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第89号

埼玉県鶴ヶ島市大字下新田586番地131

債務者 青山 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第106号

埼玉県川越市大字的場972番地1 (アムール
サンドエルII101号室)

債務者 熊谷 文秀

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第108号

埼玉県富士見市上沢2丁目7番29号 コーポ
ラス日の出202

債務者 武井 啓和

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第109号

埼玉県富士見市上沢2丁目7番29号 コーポ
ラス日の出202

債務者 武井真由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第112号

埼玉県鶴ヶ島市南町3丁目3番5-406号

県営鶴ヶ島南町住宅

債務者 道庭 綾子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第34号

島根県邑智郡邑南町下田所331番地1 サー
ラ2号

債務者 上田 裕介

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和8年(フ)第39号

岡山県倉敷市中庄団地5番3-33号 県営住
宅

債務者 田口 智貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第144号

鹿児島県薩摩川内市永利町1693番地3
債務者 奥野 治臣

- 1 決定年月日時 令和8年2月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年（フ）第146号

鹿児島県薩摩川内市宮内町1627番地6
債務者 塩田香代子

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年（フ）第173号

埼玉県川口市栄町3丁目3番18-2号
債務者 吉田 民也

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第194号

埼玉県久喜市南栗橋3丁目13番地9
債務者 鈴木 和水

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第195号

埼玉県新座市栗原6丁目6番3号 エクセル
ひばりヶ丘203号室
債務者 浅野 徳子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第212号

さいたま市桜区大字大久保領家540番地
2-501、住民票上の住所さいたま市南区内
谷5丁目16番13号 アルス内容202
債務者 米川 圭一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第227号

埼玉県川口市西川口5丁目1番6号 北町耐
火市営住宅404号
債務者 田村 秀明

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第23号

埼玉県八潮市大字大曾根910番地 ベルドゥ
ームル八潮310号室
債務者 福島 咲愛

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第85号

埼玉県八潮市緑町5丁目17番地18 第3ハイ
ツ八潮205号室
債務者 栗田 美和

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第99号

埼玉県春日部市備後東2丁目1番22号
債務者 坂田 清一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第106号

埼玉県八潮市中央2丁目27番地13 コートハ
ウスしんや404
債務者 中畑 拓巳

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第44号

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金67番地37
債務者 福田 堯子（旧姓仲栄真）

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第77号

埼玉県所沢市緑町4丁目14番8号 フジタケ
ハイム205
債務者 永井 瞳

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第105号

埼玉県富士見市ふじみ野西4丁目19番地5
債務者 櫻井 吾伶

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第115号

埼玉県ふじみ野市西1丁目10番5号 ア
ミュージメント21上福岡104
債務者 星野 秀行

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第119号

埼玉県狭山市新狭山3丁目4番地の11 猪俣
ビル306
債務者 藤本 泰地

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第47号

埼玉県羽生市東4丁目2番30号 田村アパー
ト
債務者 台敏子こと 臺 敏子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第4号

京都府京丹後市網野町下岡1133番地 市営住宅松岡団地20号

債務者 義村 歩美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで 京都地方裁判所宮津支部

令和7年(フ)第2700号

北海道石狩郡当別町北栄町3番地5

債務者 小田島正祐

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第132号

北海道千歳市花園3丁目7番8号 ライフステージI201号

債務者 三浦由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第140号

札幌市白石区東札幌2条2丁目4番21-312号

債務者 高橋 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第195号

札幌市西区発寒3条3丁目6番41-101号

債務者 佐々木美穂(旧姓伊東)

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第200号

北海道江別市野幌町61番地の13 ヴィラこまくさ102号

債務者 清野 美香

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第219号

札幌市北区屯田5条8丁目1番37号 プリミエールノース202号

債務者 加藤 千智

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第265号

札幌市中央区南11条西1丁目5番16-627号

債務者 阿部 柊

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第14号

北海道稚内市富岡1丁目3番15号

債務者 鎌田 照美

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 旭川地方裁判所稚内支部

令和8年(フ)第18号

釧路市興津2丁目2番12号 丸善ハイツ1階-D

債務者 鹿又 力雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第151号

福島県会津若松市栄町8番14号 三光ビル302号

債務者 浅岡 賢一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第6号

福島県会津若松市天神町11番8号 セゾンToshiko301、前住所福島県会津若松市千石町1番30号 サンコーポ102

債務者 高吉 利香

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第8号

福島県会津若松市北滝沢2丁目4番14号 エルソルC号室、前住所福島県喜多方市岩月町入田付字平沢5450番地

債務者 塩原 千代

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第22号

群馬県高崎市小八木町2030番地5 アミューズメント303号

債務者 下原 歩

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和8年(フ)第27号

群馬県高崎市吉井町吉井川628番地5

債務者 松井 亜紀(旧姓尾田)

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和8年(フ)第28号

群馬県高崎市天神町26番地1 YHドームB101号

債務者 藤川 翔

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和8年(フ)第29号

群馬県高崎市新町1730番地4 鉄南コーポA号

債務者 山口 君江

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第214号

東京都八王子市北野町557番地12ロワール北野B棟203号

債務者 石河 隆史

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第225号

東京都東久留米市下里3丁目2番30号ビューパレス滝山201

債務者 桑田 千恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第295号

長野県松本市並柳2丁目14番8号 リンピアオークラ203

債務者 村山 蒼斗

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第8号

長野県松本市芳野7番11-111号 県営住宅南松本団地

債務者 横山 綾子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第9号

長野県松本市大手5丁目7番8号

債務者 清水 麻那

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第10号

長野県塩尻市大字広丘高出1982番地2 ウエストフィールド403

債務者 奈良井昇司

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第18号

長野県松本市村井町西1丁目25-10 カルネ村井104、住民票上の住所長野県松本市大字里山辺3918番地2 ワーズワースB201

債務者 佐藤 剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第21号

長野県松本市寿北5丁目14番13号

債務者 小坂橋大希

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 長野地方裁判所松本支部

令和8年（フ）第10号

愛知県豊田市迫町石田691番地17 あっとほーむ藤岡、前住所愛知県豊田市三軒町3丁目66番地 ミオキ工業内

債務者 ミオキ工業こと 森下 朝光

法定代理人成年後見人 松山 剛久

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第28号

愛知県豊田市上郷町2丁目19番地1 グリーンパル上郷101号

債務者 福永 真理

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第52号

愛知県刈谷市井ヶ谷町中前田49番地1 ハビネス中前田203号

債務者 西田 巧二

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第83号

愛知県高浜市田戸町5丁目2番地48

債務者 山本 大成

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第92号

愛知県刈谷市稲場町5丁目308番地 栄リパティⅡ110号

債務者 松本 佳恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第30号

北海道帯広市東4条南5丁目3番地2 朝日みらいろーず館2号棟、前住所北海道帯広市柏林台西町4丁目1番地 柏林台西町6-663号

債務者 近藤 知里

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年（フ）第402号

盛岡市東中野町13番23号 築山荘8号、前住所秋田県由利本荘市小人町98番地2

債務者 小川 恭平

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第439号

岩手県滝沢市大崎94番地232 ビレッジハウス滝沢大崎2号棟502号、前住所岩手県滝沢市鶴飼迫70番地1 ロフティー滝沢507号

債務者 上舘 宏

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第35号

岩手県岩手郡雫石町西安庭椏平589番地

債務者 細川 貞美

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(フ)第36号

岩手県紫波郡紫波町佐比内字平栗61番地
債務者 佐々木秀幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第140号

福島県会津若松市門田町大字御山字三島122番地、前住所島根県松江市学園2丁目27番20-305号 メゾン88

債務者 城戸 信治

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和8年(フ)第10号

群馬県みどり市大間々町大間々1955番地1
債務者 青木 澄子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第451号

香川県高松市市田町12番地7 ダブルス和田303号

債務者 三好 みき

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第21号

香川県高松市塩上町10番地9
債務者 大熊 悠生

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年(フ)第18号

香川県丸亀市中府町4丁目4番8号、前住所香川県高松市元山町618番地1 サンパティークA102

債務者 白川真弓子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和8年(フ)第9号

岩手県奥州市江刺西大通り11番1号 若葉ハイツ 102号室

債務者 菊池 錦信

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年(フ)第46号

千葉市若葉区殿台町575番地3
債務者 中臺李花子(旧姓古谷)

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第102号

千葉市若葉区若松町413番地72 パストラレー201号

債務者 五十嵐 悟

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第109号

千葉市川市若宮3丁目40番29-302号(グリーンハウス)

債務者 中川香こと吉田香こと 巖 香(ゲンカオリ)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第150号

千葉県浦安市今川2丁目8番27号 ブランシェⅢ(203)

債務者 米本 有輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第156号

千葉市若葉区貝塚町372番地1 生活支援集合住宅ふるさと

債務者 神山 珠風

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第167号

千葉市川市下貝塚2丁目24番12号(ハイツフレグランスA-202号)

債務者 齋藤亜希子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第195号

千葉市美浜区幸町2丁目13番2棟207号

債務者 濱井サエ子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第199号

千葉県船橋市印内1丁目1番51号 Bliss 西船橋101号

債務者 松浦依莉亜

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第37号

静岡県浜松市浜名区小松4340番地の3 ヤマセマリッチ 102

債務者 長谷川 裕

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第47号

沖縄県沖縄市泡瀬1丁目8番18号
債務者 田里友一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**破産手続開始決定の取消決定
確定及び任務終了計算報告集
会の期日****令和8年（フ）第243号**

愛媛県今治市共栄町1丁目1番地7
破産者 株式会社ナガイ

- 1 主文 原決定を取り消す。
- 2 決定確定日 令和8年2月25日
- 3 任務終了計算報告集会の期日 令和8年6月2日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結**令和7年（フ）第59号**

千葉県市川市新田5丁目7番16号
破産者 熊谷不動産株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1437号

千葉県船橋市前原東5丁目11番21-302号
破産者 松本 吉文

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年（フ）第318号

千葉県白井市富士151番地の2 白井ロジュマン607号、前住所千葉県印西市滝野3丁目5番3号棟501

破産者 小川 茂子

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第128号

千葉県八街市八街に218番地12
破産者 高沢 真吾

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第141号

東京都足立区西新井本町2丁目22番6-304号、開始決定時の住所千葉県成田市公津の杜5丁目7番地14

破産者 横田 茂樹

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和5年（フ）第1337号

名古屋市中区川土野町117 グランディール・N 102、開始決定時及び住民票上の住所名古屋市熱田区千年1丁目23番24号 グランレジデンス熱田の宮302号

破産者 籠橋 健一

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第781号

名古屋市千種区池下1丁目7番12号
破産者 日本園芸建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第95号

三重県津市白山町二本木1001番地310
破産者 輝建こと 中村 慎次

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所破産係

令和4年（フ）第13号

熊本県阿蘇市蔵原955番地1、旧本店所在地熊本県阿蘇市一の宮町中通1187番地2

破産者 株式会社森企業

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和4年（フ）第6374号

東京都中央区日本橋小舟町3番7号 セブンスビル
破産者 ジェミック株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第4580号

埼玉県さいたま市緑区中尾365-1、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市緑区道祖土1丁目7番18号

破産者 有限会社高伸興業

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3116号

東京都新宿区四谷坂町9番9号 三廣ビル
破産者 ソフトホーム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第8号

長崎県雲仙市小浜町北本町1680番地
破産者 有限会社小浜春陽館

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年（フ）第217号

栃木県宇都宮市田野町459番地1、開始決定時の住所栃木県鹿沼市晃望台28番地10

破産者 石川 和明

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年（フ）第784号

栃木県塩谷郡高根沢町宝石台3丁目1番地4
破産者 株式会社さくらプランニング

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第653号

札幌市白石区北郷2条14丁目14番地3
破産者 株式会社ガレージフォーレスト

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所民事第4部

令和5年（フ）第68号

群馬県前橋市下大島町172番地1
破産者 株式会社ホソイ食品

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第1059号

愛知県春日井市西山町3丁目1番地7 大和珈琲2階
破産者 株式会社エム・ケイFCサービス

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第31号

三重県名張市百合が丘東1番町11番地
破産者 LUCK LITEこと 石谷 幸代

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊賀支部

令和4年(フ)第5121号

大阪府八尾市桜ヶ丘2丁目129番地
破産者 株式会社大和照明製作所

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2743号

大阪市此花区高見1丁目3番32—610号
破産者 株式会社島田機工

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第168号

堺市美原区北余部550番地90
破産者 有限会社友心産業

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第570号

堺市北区中百舌鳥町二丁目299番地10
破産者 株式会社U-connect

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第11号

福岡県久留米市通町9番地の1
破産者 佐田産業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第313号

沖縄県浦添市宮城3丁目17番5—1F比嘉ア
パート
破産者 株式会社冲琉

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第169号

三重県桑名市大字大福490番地
破産者 株式会社くさりや

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第1078号

大阪市東成区中本5丁目27番15号
破産者 有限会社平田製販

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第177号

広島市安佐南区八木7丁目2番15号、開始決定時の住所広島市佐伯区石内北2丁目21番11号
破産者 山根 一馬

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第206号

北九州市小倉北区堅町2丁目6—11
破産者 株式会社ダイケン

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年(フ)第432号**

神奈川県座間市東原5丁目1番9—204号
さがみ野さくら
破産者 志田 賢一

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第352号

北九州市八幡東区豊町21番22号
破産者 橋田 佳枝

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第34号

鹿児島県鹿屋市吾平町上名6594番地6
破産者 原田 和郎

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第161号

静岡県三島市徳倉3丁目23—16 スローライフ三島三島ガーデン211号室、住民票上の住所静岡県三島市谷田(夏梅木)1952番地の10グリーンヒル向山105(前住所)静岡県三島市日の出町6番74号
破産者 中山 清次

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第96号

静岡県富士市中央町1丁目7番10—702号
ダイアパレス富士吉原、開始決定時の住所静岡県富士宮市小泉269—7 レオパレス21
エスベランサ107(旧住所)静岡県富士市岩本1856番地の8
破産者 坂間 智仁

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第106号

静岡県富士市中丸70番地の10
破産者 栗田 将克

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和4年(フ)第5122号

奈良県生駒市沓分町1225番地6 エクセルヴィ
ラB102、開始決定時奈良県生駒市萩の台5
丁目1番1—608号

破産者 田仲 康洋

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5824号

大阪府吹田市南吹田3丁目7番13号

破産者 日野 俊

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1277号

大阪府東大阪市小若江3丁目14番29号、前住
所大阪府交野市倉治5丁目3番14—2号

破産者 鈴木 直人

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2568号

大阪市生野区巽北2丁目5番34号 マック北
巽 205号

破産者 浅野 貴由

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第169号

堺市堺区五月町1番28—402号、前住所堺市
北区百舌鳥赤畑町5丁638番地1

破産者 波岡 有里

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第203号

兵庫県宝塚市中山桜台6丁目18番2—1109号

破産者 奥野 陽一

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和6年(フ)第92号

岡山県井原市西江原町1651番地1

破産者 坂本 浩二

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第22号

愛媛県今治市南鳥生町3丁目2番22号、前住
所愛媛県今治市北高下町3丁目4番66号、
前々住所愛媛県今治市八町東4丁目4番37号

破産者 長尾 健剛

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第12号

福岡県久留米市城南町8番地1 ヴェルパー
ク久留米城南1001号、前住所福岡県久留米市
通町9番地1

破産者 佐田 雄司

- 1 決定年月日 令和8年2月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第49号

新潟県燕市燕601番地2

破産者 酒井 一富

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第2339号

大阪府大東市諸福7丁目2番1号 ファミール
池上208号、前住所大阪府大東市諸福3丁
目5番28号

破産者 廣瀬 良市

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第262号

岡山県倉敷市四十瀬510—14 Othell
o式番館201号室、転居前の住所岡山県倉敷
市新田2415番地1 ジェインティ倉敷1008

破産者 山下 勝利

- 1 決定年月日 令和8年2月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般**調査期日****令和7年(フ)第711号**

熊本県上天草市大矢野町上3152番地3

破産者 磯田 隆二

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前10時30
分

令和8年2月25日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1237号

名古屋市天白区表山1丁目1727番地 プラウ
ド八事105号

破産者 山下真一郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月12日午後2時20
分

令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1028号

堺市南区宮山台3丁6番10号

破産者 平野 義弘

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午前11時30
分

令和8年2月26日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第16号

福島県南相馬市原町区下太田字川内迫513番
地の2

破産者 西内 智菜(旧姓飯田)

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午前11時
令和8年2月27日 福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第1895号

愛知県豊明市杵掛町西田27番地1

破産者 岩瀬奈央佳

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月28日午前10時30
分

令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2290号

名古屋市中区尾頭橋1丁目3番8号 一光
ハイツ尾頭橋801号

破産者 風岡 直樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前10時10
分

令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第1717号

大阪府大東市氷野2丁目6番11号 シャーメ
ゾンラフィーネ301号、前住所大阪府大東市
諸福7丁目2番9号 レオパレスKITADA
A202号

破産者 石本 一彦

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時30分
令和8年2月26日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第506号

北九州市小倉南区企救丘4丁目7番17号

破産者 安藤 善亮

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月12日午前10時30分
令和8年2月25日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年（フ）第730号

北九州市小倉南区蒲生1丁目8番32号

破産者 株式会社キタニ

- 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 一般調査期日 令和8年5月22日午後1時30分
令和8年2月25日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第44号

長野県上水内郡小川村大字高府13510番地

破産者 株式会社おちあい

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年5月25日午前10時
令和8年2月27日

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第2523号

名古屋市中村区名駅南5丁目6番21号

破産者 株式会社トライアングル

- 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 一般調査期日 令和8年5月21日午前11時50分
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第610号

神戸市長田区西代通3丁目12番4号 コトブ
キビル3F、従前の住所神戸市西区今寺23番
地の12

破産者 平田 重美

- 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 一般調査期日 令和8年5月26日午前10時45分
令和8年2月25日

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第580号

栃木県宇都宮市下戸祭2丁目18番6号 コー
ポオオプチ201、開始決定時の住所栃木県宇
都宮市下戸祭2丁目18番15号

破産者 柳田 慎治

- 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時
令和8年2月25日

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**破産債権の届出期間及び一般
調査期間****令和7年（フ）第18号**

宮崎県都城市久保原町10街区17の15号

破産者 古谷伊津子

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期間 令和8年5月7日から令和8
年5月20日まで
令和8年2月27日 宮崎地方裁判所都城支部

債権者集会招集**令和7年（フ）第4288号**

大阪府東大阪市吉田本町3丁目14番19号

破産者 株式会社文学社能力開発研究センター

- 期日 令和8年5月18日午後2時
- 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に
関する意見聴取、破産管財人の任務終了による
計算の報告
令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

債権者集会等の期日**令和6年（フ）第8703号**

東京都中央区京橋2丁目7番8号 FPG I

inks KYOBASHI

破産者 株式会社INVICTUS

- 財産状況報告集会・債権調査・計算報告の期日
令和8年5月19日午後4時30分
令和8年2月25日

東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな
い。

令和7年（フ）第451号

宮崎市清武町岡1丁目2番地5

破産者 坂元 修

異議申述期間 令和8年4月10日まで

令和8年2月27日 宮崎地方裁判所破産係

特別清算終結**令和7年（ヒ）第54号**

東京都町田市南成瀬1丁目2番1号

清算株式会社 株式会社SOPIC

- 決定年月日 令和8年2月24日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第27号**

埼玉県上尾市大字領家57番地1

清算株式会社 株式会社北上尾商事

代表清算人 御山 義明

- 決定年月日 令和8年2月24日
- 主文 次の協定を認可する。
協定

- 別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の
決定が確定したときは、清算株式会社に対し、
各協定債権（協定債権にかかる利息及び遅延
損害金を含む）の債務を全額免除する。
- 前項の免除の後、清算株式会社に新たな財
産が発見されたときは、清算株式会社はこれ
を速やかに換価し、各協定債権者に対し、換
価代金から必要な費用を控除した残額を各協
定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、
1円未満の端数は切り捨てる。この場合にお
いては、各協定債権者が前項の規定により
行った債務の免除は、新たにされた弁済の限
度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（ヒ）第2077号

東京都葛飾区東新小岩4丁目16番12号

清算株式会社 高千穂急送株式会社

代表清算人 鶴田 琴美 (江尻琴美)

- 決定年月日 令和8年2月20日
- 主文 次の協定を認可する。
協定
 - 第1回弁済
 - 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者
に対し、本協定の認可の決定が確定した日
から1か月以内に、第1回弁済を行う。各
協定債権者への弁済額は、第1回弁済実施
の日までに換価した資産の代金から必要な
費用を控除した残額（以下「第1回弁済原
資」という。）を、別紙記載の各協定債権の
元本額の割合（小数点第3位以下四捨五入。
以下同じ。）に応じて按分した額（小数点以
下切り捨て。以下同じ。）とする。
 - 清算株式会社は、第1回弁済実施の日ま
でに換価可能な資産の全ての換価を終了す
る予定であり、これを第1回の弁済に充当
するため、第2回弁済は予定されていない。
 - 第1回弁済原資がゼロ円の場合、第1回
の弁済は実施されない。この場合、清算株
式会社は、本協定の認可の決定が確定した
日から1か月以内に、協定債権者に対し弁
済不実施の通知を行う。
 - 残債務の免除
協定債権者は、第1回弁済を受けたとき又
は清算株式会社が前項(3)の弁済不実施の通知
を発信したときに、清算株式会社に対し、各
協定債権の総額から各弁済額を控除した残額
につき、その債務を免除する。
 - 追加弁済
第1回弁済の後、清算株式会社に新たな財
産が発見されたときは、清算株式会社は、こ
れを速やかに換価し、各協定債権者に対し、
換価代金から必要な費用を控除した残額を各
協定債権の元本額の割合に応じて按分した額
を弁済する。この場合においては、各協定債
権者が前項の規定により行った残債務の免除
は、新たにされた弁済の限度で効力を失うも
のとする。
(別紙省略)

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(七)第2094号

東京都中央区日本橋2丁目1番14号日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA総合法律事務所内
清算株式会社 妻神工業株式会社
代表清算人 天間 敏幸

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 定義

本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。

記

- (1) 「清算株式会社」とは、妻神工業株式会社を意味する。
- (2) 「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
- (3) 「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。

2 協定債権の弁済の場所等

清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 端数処理

弁済額の計算において生ずる1円未満の端数金額は四捨五入する。

第2 個別条項

- 1 清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から1か月以内に、協定債権額の5.89390723394003%の金員を弁済する。
- 2 協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び未払の利息・損害金につき、その債務を免除する。
- 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した

残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(七)第10号

岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社 株式会社FUD
代表清算人 マクドナルド吉延洋子

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、別紙債権者(議決権額)一覧表の協定債権者に対し、別紙債権者(議決権額)一覧表の金額欄に記載された債務及びこれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
- 2 各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権及びこれに対する利息・損害金を全て免除する。
- 3 前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(七)第4号

長崎県佐世保市木原町1897番地1
清算株式会社 株式会社日本窯業工芸
代表清算人 横石 次郎

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、各協定債権者(以下「本件協定債権者」という)に対し、特別清算開始決定日の前日の残存資産総額から、清算事務完了までに発生する清算費用(公租公課、登記費用、税務申告費用及び振込手数料等)

を控除した結果残余金額が存在する場合、当該残余金額を各協定債権者の確定債権額に応じて按分した金員(1円未満は切捨て)について、本協定認可決定確定日から1か月以内に弁済する。

- 2 前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 3 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたとき、または第1項に基づく残余金額が生じないことが確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
- 4 本件協定債権者は、第1項の弁済を受けたとき、または第1項に基づく残余金額が生じないことが確定したときは、保証人横石次郎氏に対し、同氏が保有する資産の全てを残存資産とし、その保証債務を全部免除する。
- 5 清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権(非保全債権のみ)の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第3項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
- 6 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

長崎地方裁判所佐世保支部

再生計画認可

令和5年(再)第14号

千葉県四街道市旭ヶ丘3丁目3番10号(開始決定時の主たる事務所:千葉県四街道市四街道一丁目14番8号)
再生債務者 医療法人社団心平和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

令和5年(再)第13号

東京都北区東田端1丁目2番12号
再生債務者 株式会社東光社

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画の遂行

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第10号

愛知県豊橋市花中町119番地4
再生債務者 小泉 勝彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第37号

愛知県豊川市一宮町豊60番地8
再生債務者 清 公稔

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(再イ)第2号

北海道滝川市朝日町西4丁目5番25-101号
朝日町宿舍G棟
再生債務者 東畑 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月13日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第233号

埼玉県北足立郡伊奈町栄3丁目44番地5
再生債務者 梅原 正幹

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第26号

千葉県船橋市宮本2丁目4番27号 やどかりくんA棟202号

再生債務者 野田 憲彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第46号

千葉県富津市下飯野1128番地27

再生債務者 鈴木 健太

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第177号

愛知県弥富市佐古木6丁目179番地19

再生債務者 田中フアブリシアこと MACIEL RICARTE TANAKA FABRICIA HELEINE

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第345号

名古屋市緑区大高町字一番割29番地の9

再生債務者 宮本 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第357号

名古屋市西区中小田井1丁目327番地 グリーンハイツ庄内緑地公園305号

再生債務者 深谷 信昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第53号

愛知県一宮市大和町馬引字古宮5番地8

再生債務者 上森 一夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第54号

愛知県一宮市大和町馬引字古宮5番地8

再生債務者 上森 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第56号

兵庫県明石市林3丁目4番10号

再生債務者 阪口あすか

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和8年(再イ)第20号

千葉県松戸市新松戸北1丁目1番地 新松戸ハイツ721号

再生債務者 森島ひろみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(再イ)第9号

北九州市小倉北区中井4丁目5番24—503号

再生債務者 永松 直也

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月7日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(再イ)第7号

栃木県宇都宮市竹林町296番地1 陽北ビレッジB棟101

再生債務者 小倉 勉

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月16日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年(再イ)第9号

栃木県宇都宮市戸祭町2743番地38

再生債務者 下田由美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月16日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年(再イ)第16号

神戸市垂水区舞多間西6丁目12番8号

再生債務者 西森 健太

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第20号

神戸市東灘区魚崎中町2丁目14番28号 パインハイツ魚崎B棟101号

再生債務者 西田 佳樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第38号

奈良県桜井市大字金屋69番地の5

再生債務者 フェアリーヘアこと 伊藤 秀貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第116号

北九州市若松区響南町12番1号 (316)

再生債務者 西本 一英

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第7号

鹿児島県鹿屋市新川町5392番地14 新川ヴィレッジD棟

再生債務者 内原 浩志

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和8年(再イ)第3号

北海道旭川市豊岡8条10丁目3番6号
再生債務者 武田 睦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第119号

仙台市青葉区堤町3丁目24番12号
再生債務者 塩谷 英二

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第29号

福島県いわき市錦町花ノ井78番地の4
再生債務者 齋藤 慎哉

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(再イ)第219号

横浜市鶴見区矢向1丁目16番22-4号
再生債務者 高井 将行

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第273号

横浜市戸塚区舞岡町3648番地3
再生債務者 武田 善晴

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第51号

川崎市多摩区布田18番13号 パレットヴィラ101

再生債務者 佐久間亮太

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第69号

川崎市中原区苅宿43番49号

再生債務者 高橋 将人

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(再イ)第1号

岐阜県可児市虹ヶ丘4丁目117番地

再生債務者 田中 真希

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年(再イ)第1号

静岡県沼津市白銀町488-4 白銀シティハイツ309 (住民票上の住所) 神奈川県小田原市成田8番地の20

再生債務者 石井 昌敏

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第118号

堺市堺区榎元町5丁7番1-504号

再生債務者 R J RACINGこと 藏田 将行

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年(再イ)第14号

広島市東区温品7丁目10番11-8-203号

再生債務者 遠藤 祐毅

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第17号

宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目716番地71

再生債務者 塚本 和敏

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(再イ)第131号

東京都八王子市市川口町1540番地549サンクレイドル八王子市川口203号

再生債務者 三枝 勇

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年5月1日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第216号

横浜市西区浜松町1番4-203号

再生債務者 谷口 一樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第1号

熊本県菊池市七城町砂田1351番地6

再生債務者 野村 将士

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月17日まで

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

令和8年(再イ)第5号

栃木県小山市犬塚4丁目3番地9

再生債務者 高山 峻一

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第159号

神奈川県大和市深見東1丁目4番5-3号

再生債務者 和栗 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
- 令和8年2月26日
- 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第212号

横浜市戸塚区下倉田町130番地2 ソフトタウン戸塚409号

再生債務者 宗石由美子(旧姓村田)

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
 - 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
- 令和8年2月26日
- 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第266号
横浜市都筑区長坂12番15-203号
再生債務者 菅原 真二
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
12日まで
令和8年2月26日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第37号
千葉県富津市青木4丁目8番地7
再生債務者 浜田 淳一
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第205号
横浜市栄区桂町319番地18 ラルジュ本郷台
206
再生債務者 浅川 和彦
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで
令和8年2月27日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第214号
川崎市麻生区片平4丁目15番8号、(開始決
定時の住所)神奈川県鎌倉市山崎859番地1
レオパレスコーワ21 103号室
再生債務者 相原 悠希
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで
令和8年2月27日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第241号
神奈川県大和市深見東2丁目2番11-5号
再生債務者 城島 一広
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月1日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
13日まで
令和8年2月27日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第160号
千葉市中央区松ヶ丘町58番地165
再生債務者 有江 学
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
16日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第466号
東京都世田谷区大蔵5-20-1 コモレビ大
蔵L105
再生債務者 白鳥 洋介
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
16日まで
令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第521号
東京都杉並区高円寺南3-48-14
再生債務者 村岡 稔
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
16日まで
令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第3号
神奈川県横須賀市東逸見町4丁目22番地3
再生債務者 山本 亮
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第48号
静岡県御殿場市大坂317番地
再生債務者 岩田 優也
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第42号
福岡県久留米市三濬町草場55番地12
再生債務者 興梠 勝洋
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第43号
福岡県久留米市三濬町草場55番地12
再生債務者 興梠 昌子
1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
18日まで
令和8年2月25日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第154号
さいたま市見沼区大字大谷1664番地4 県営
七里第二団地3-403(旧住所 神奈川県横
浜市緑区北八朔町1894番地3 レオネクスト
ソレイユ102号室)
再生債務者 田中賢一郎
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第165号
埼玉県川口市本町3丁目15番14-203号 J
フラッツ川口本町
再生債務者 池田 将輝
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第5号
富山市堀18番地12
再生債務者 坂井 霞

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月4日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで

令和8年2月26日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第29号
富山市本郷町3区373-1 ヴェールボウ202
号室
再生債務者 鳥居 平和
1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第49号
静岡県御殿場市二枚橋273番地の10 K大翔
203
再生債務者 安食 豊和

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第255号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土1番地
106
再生債務者 小石 純

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第256号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土1番地
106
再生債務者 小石 明子

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日
付け再生計画面案
2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
19日まで
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第30号

愛知県豊川市市田町儀郎18番地の4
再生債務者 鈴木 美江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第52号

福岡県久留米市梅満町336番地1 サンモール梅満603号
再生債務者 木室 慎一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

小規模個人再生による再生手
続廃止

令和7年(再イ)第19号

福岡県行橋市南泉2丁目26番9号
再生債務者 山下 稔喜

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年2月25日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和7年(再イ)第104号

東京都西多摩郡瑞穂町むさし野2丁目48番地8
再生債務者 前田 隆司

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和8年2月27日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第156号

東京都あきる野市伊奈1033番地13
再生債務者 阪口 昭一

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和8年2月27日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

給与所得者等再生による再生
手続開始

令和7年(再口)第2号

愛知県豊橋市高師町字北新切241番地 P R
OMENADE高師B301
再生債務者 上坂 未央

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再口)第12号

愛知県瀬戸市北みずの坂2丁目1番地の40
再生債務者 河上 功

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再口)第6号

北九州市若松区本町3丁目8番17号
再生債務者 舟橋 澁輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月8日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再口)第9号

仙台市若林区霞目2丁目15番48号
再生債務者 佐々木勝利

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和8年(再口)第1号

香川県木田郡三木町大字氷上667番地1
ファーストマンションー104

再生債務者 石井 昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午前9時30分

- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月10日から令和8年4月24日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第16号

神奈川県藤沢市片瀬3丁目9番18号
再生債務者 竹鼻 浩

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月16日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月26日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第10039号

東京都荒川区西日暮里1-15-10-404
再生債務者 飯塚 洸貴

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月26日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和7年(再口)第9号

横浜市青葉区美しが丘西2丁目54番地44
再生債務者 宗 勉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月26日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第4号

大阪府和泉市池田下町172番地の1 メゾン
ドル・U103号

再生債務者 渡邊 宣仁

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月25日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

所在等不明共有者の持分を譲
渡する権限の付与の裁判に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることとなります。

令和7年(チ)第21号

東京都西東京市谷戸町2丁目12番10-206号

申立人 廣井 サダ

埼玉県加須市久下4丁目43番地15

申立人 立野 勝

埼玉県加須市久下1丁目13番地5

申立人 立野 啓二

住所・居所 不明

(最後の住所) 神奈川県小田原市早川1丁目16番地の8 なごみの家早川

(不動産登記記録上の住所) 加須市大字不動岡2023番地1

神奈川県小田原市早川1丁目16番地の8

所在等不明共有者 立野 幸市

届出期間満了日 令和8年6月23日

令和8年2月24日 さいたま地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 加須市下三俣字正蓮
地番 732番1
地目 田
地積 2111平方メートル
所在等不明共有者の持分 30分の7
- 2 所在 加須市下三俣字正蓮
地番 733番
地目 田
地積 122平方メートル
所在等不明共有者の持分 30分の7
- 3 所在 加須市不動岡字銭見
地番 1965番1
地目 畑
地積 674平方メートル
所在等不明共有者の持分 30分の7

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(子)第1号

神奈川県横須賀市久里浜5丁目15番10号HS K 2nd 2F
申立人 有限会社HSK
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 静岡県浜松市寺脇町1511番地
所有者 佐藤 康介
届出期間満了日 令和8年4月27日
令和8年2月25日
千葉地方裁判所八日市場支部

(別紙) 物件目録

- 所在 山武市松尾町高富田馬渡字下野
地番 240番336
地目 山林
地積 109平方メートル

令和8年(子)第3号

神奈川県横須賀市久里浜5丁目15番10号HS K 2nd 2F
申立人 有限会社HSK
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都豊島区東池袋一丁目25番14号
所有者 株式会社エス・ピー・シー
届出期間満了日 令和8年4月27日
令和8年2月25日
千葉地方裁判所八日市場支部

(別紙) 物件目録

- 所在 山武市松尾町高富田馬渡字下野
地番 240番304
地目 山林
地積 300平方メートル

令和8年(子)第1号

神戸市中央区雲井通4丁目2番2号
申立人 株式会社エーステクノロジー
代表者代表取締役 木色久美子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪市北区太融寺町2番22号
(商業登記記録上の住所) 大阪市中央区北浜3丁目2番12号

所有者 岩谷不動産販売株式会社

届出期間満了日 令和8年4月22日

令和8年2月24日 神戸地方裁判所洲本支部

(別紙) 物件目録

- 所在 淡路市尾崎字小丸
地番 88番10
地目 雑種地
地積 135平方メートル
- 所在 淡路市尾崎字枯木
地番 41番5
地目 山林
地積 170平方メートル
- 所在 淡路市尾崎字枯木
地番 41番46
地目 山林
地積 91平方メートル
- 所在 淡路市尾崎字小丸
地番 46番5
地目 原野
地積 101平方メートル

令和8年(子)第1号

広島市中区基町10番52号
申立人 広島県知事 横田 美香
住所・居所 不明
(最後の住所) 東京都世田谷区太子堂4丁目10番5号 まるいわパレス世田谷Ⅲ-205
共有者 小坂 恭子
届出期間満了日 令和8年4月24日
令和8年2月25日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 山県郡安芸太田町大字上殿字砥石谷
地番 577番
地目 山林
地積 50平方メートル
共有者 小坂 恭子の持分 500万分の33万3333
- 所在 山県郡安芸太田町大字上殿字砥石谷
地番 581番
地目 山林
地積 148平方メートル
共有者 小坂 恭子の持分 500万分の33万3333

令和7年(子)第16号

香川県高松市番町4丁目1番10号
申立人 香川県
住所・居所 不明
(最後の住所) 大阪府大阪市東住吉区矢田住道町854番地
共有者 今井 廣吉
届出期間満了日 令和8年4月30日
令和8年2月24日 高松地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3026番1
地目 田
地積 348平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3028番1
地目 田
地積 654平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3033番
地目 田
地積 218平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3034番
地目 田
地積 471平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3035番1
地目 宅地
地積 322.40平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3035番2
地目 田
地積 103平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3036番1
地目 田
地積 432平方メートル
- 所在 高松市東植田町字東高様
地番 3037番1
地目 田
地積 261平方メートル
以上8筆 持分 12分の1

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和8年六月一日であり、甲の総代会の決議は令和8年二月二十六日に、乙の総会の決議は同年同日二十日に、それぞれ終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、直近の最終貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

令和8年三月九日

北海道北斗市本町一丁目一番一号

(甲) はこだて広域森林組合

代表理事組合長 月舘 久治

北海道電田郡七飯町本町六丁目一番一号

(乙) 七飯町森林組合

代表理事組合長 小田切清志

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和8年二月二十日

掲載頁 一三〇頁(号外第三十六号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和8年二月二十日

掲載頁 一五四頁(号外第三十六号)

令和8年三月九日

栃木県佐野市町谷町二九四五番地

(甲) 正田フーズ株式会社

代表取締役 渡邊 秀明

埼玉県熊谷市妻沼三三二番地の1

(乙) きんまる屋醤油株式会社

代表取締役 我妻 健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

(甲) https://www.sotetsu-kygyo.co.jp/company/kessan

掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 六十八頁(号外第一五〇号)
令和八年三月九日

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
(甲) 相鉄企業株式会社
取締役社長 齊藤 淳
(乙) 第一相美株式会社
取締役社長 齊藤 淳

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併については令和八年二月十三日付で兵庫県の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

兵庫県西宮市高松町四番八号の三〇二
(甲) 医療法人社団EMIFULL
理事長 木内 千曉
兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一三〇二
(乙) 医療法人社団EMIFULL
理事長 松尾 太郎

大阪府吹田市片山町一丁目四番一五号
(丙) 医療法人小憩会
理事長 松尾 太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のレーザ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにはいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十月二十八日
掲載頁 九十二頁(号外第二三九号)
令和八年三月九日

京都市南区久世築山町二〇四番地一
(甲) NITTO KUKYO TO 株式会社
代表取締役 飯野 将
京都市南区久世築山町一四〇番地
(乙) 株式会社片岡製作所
代表取締役 西 則男

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Soliasetとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

群馬県高崎市飯塚町一七七六番地六
合同会社ノナ
代表社員 齋藤 喜尋

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

埼玉県さいたま市南区別所三丁目一六番地
一一埼玉ビル四〇三号室
合同会社正南通商
代表社員 黄 正南

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号
合同会社TJC
代表社員 石井 健椰

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
組織変更後の商号は株式会社Kafkai Gikenとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

東京都渋谷区神南一丁目一番四号FPG
リンクス神南五階
合同会社Laloka Labs
代表社員 イクバルアバドゥラ

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
効力発生日は令和八年四月十日であり組織変更後の商号は株式会社GROOVYとします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

兵庫県神戸市中央区八雲通五五一一六
合同会社アスカグラフィックス
代表社員 濱崎明日香

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
効力発生日は令和八年四月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社徳田土木設計とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

沖縄県うるま市字喜屋武一九番地の一
合資会社徳田土木設計事務所
代表社員 徳田 泰

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月九日

沖縄県国頭郡本部町崎本部二六五
合同会社アクアマリンアンティナ
代表社員 崎代 寿美

効力発生日変更公告

当社は、令和八年三月十日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月九日
大阪府東淀川区瑞光二丁目一番一―号
Eight Holding 株式会社
代表取締役 舘森 清一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、令和八年二月二十六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/145391/announces
令和八年三月九日
愛知県江南市後飛保町新開二五番地アングレージュ一〇七
株式会社エゴイスト
代表取締役 浅岡 直也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億七千二百六十六万三千七百六十九円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社に確定した最終事業年度はありません。
令和八年三月九日

北海道紋別市元紋別六番地の―
ノーザンホールディングス株式会社
代表取締役 大川 智洋

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月十五日を効力発生日とする町野建設株式会社との株式交換(以下「本株式交換」という)の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月二十六日
掲載頁 一七六頁(号外第三十九号)
令和八年三月九日
山形県東田川郡三川町大字成田新田字前田元三四二番地
庄内スマートエナジー株式会社
代表取締役 町野 昌弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一億七千八百万円減少し、それぞれ九千万円、一億二千三百万円とすることにいたしました。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月二日
掲載頁 九十頁(号外第四十二号)

令和八年三月九日
東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社実業の日本総合研究所
代表取締役 坂本 康治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千四百五十四万三千元、資本準備金の額を七千三百一十一万三千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tacoms-inc.com/publicnotice
令和八年三月九日
東京都目黒区中目黒一丁目一番七一号

株式会社tacoms
代表取締役 宮本 晴太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八百一十三万三千七百八十五円、資本準備金の額を二億八千八百一十三万七千七百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十一日
掲載頁 七十六頁(号外第一八九号)

令和八年三月九日
東京都千代田区紀尾井町四番一号

ニューオータニガーデンコート九階
株式会社かなでホールディングス
代表取締役 塩澤 俊一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日開催予定の定時株主総会において権利行使すべき株主の確定を行うため、令和八年三月二十四日(火曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利行使する事ができる株主といたします。

令和八年三月九日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一七号

株式会社エムピーキッチンホールディングス
代表取締役 鹿中 一志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めさせていただきます。

令和八年三月九日
東京都千代田区神田猿樂町一丁目四番三三〇号

三笠産業株式会社
代表取締役 京谷 弘也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めさせていただきます。

令和八年三月九日
愛知県名古屋市中区東桜一丁目一三番三三〇号

NHK名古屋放送センタービル一六階
株式会社ウエストボックス
代表取締役 鈴木修一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めさせていただきます。

令和八年三月九日
大阪府中央区道修町二丁目二番八号

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社
代表取締役 守屋 元晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月九日
富山県水見市柳田一三二〇番地

水見生コン株式会社
代表取締役 酒井 基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月九日
岡山県倉敷市水島川崎通二丁目四番三三〇号

株式会社水島臨海サービス
代表取締役 中田 一宏

限定承認公告

本籍東京都文京区千駄木二丁目四八番、最後の住所東京都文京区千駄木二丁目四八番一〇一

被相続人 亡 片岡 二郎
右被相続人は令和七年十一月二十四日死亡し、その相続人片岡明美及び相続人片岡葵は、令和八年二月二十五日、東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしないで下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除外します。

令和八年三月九日
東京都文京区千駄木二丁目四八番一〇一

相続財産清算人 片岡 明美

限定承認公告

本籍三重県鈴鹿市若松東三丁目六番、最後の住所三重県鈴鹿市地子町八一四番地の三〇

特別養護老人ホームかなしょうぞう園
被相続人 亡 岡田 美亨
右被相続人は令和七年九月十二日死亡し、その相続人は令和八年二月二十五日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をしないで下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除外します。

令和八年三月九日
三重県三重郡川越町大字豊田一色三〇六番地一

J S貿易株式会社
限定承認者 西村美樹夫

限定承認公告

本籍三重県多気郡多気町多気一三〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 北村 昌保

被相続人 亡 北村 昌保

訂正公告

右被相続人は令和七年十二月一日死亡し、その相続人は令和八年二月二十七日津家庭裁判所松阪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をしないで下さい。右期間内にお申し出がないときは廃止から除外します。

令和八年三月九日
三重県多気郡多気町多気一三〇番地二

限定承認者 北村 洋子

訂正公告

令和八年二月二十四日(号外第三十七号)掲載の解散公告中、住所「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一〇〇番地」とあるは、「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一〇〇番地の二」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月九日
福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一〇〇番地の二

株式会社ふるさと
代表清算人 櫻井 雄志

正 誤

令和八年三月六日掲載の大臣は、次のとおりとなつた。
経済産業大臣臨時代理 内閣 実
国務大臣 城内

ページ 行 誤 正

平成二十八年五月二十三日(号外第百二十二号)
国家公安委員会告示第十八号(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六條第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件)

(原稿誤り)
二七上 二 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字小平千七百五十八番地一
八番地一 片平山千七百六十五番地三

三 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字八番地一
鹿児島県薩摩川内市久見崎町字八番地一

令和八年二月二日掲載の山口家庭裁判所船木出張所に係る令和七年(家)第三〇一九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

(原稿誤り)
一一三三 一一三三 濱江 隆雄
一一三三 一一三三 濱江 隆雄

令和八年二月二日掲載の山口家庭裁判所船木出張所に係る令和七年(家)第三〇一九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中(原稿誤り)
一一三三 一一三三 濱江 隆雄
一一三三 一一三三 濱江 隆雄